

<報道発表資料>

令和8年4月30日

京都市保健福祉局福祉のまちづくり推進室

令和8年度「京都市犯罪や非行をしたことにより生きづらさを抱える者の居場所づくり等支援事業補助金」の募集

犯罪や非行をした人の中には、生きづらさを抱えていながらも必要な支援につながらないまま、再び犯罪や非行に至ってしまうケースがあります。過ちを繰り返させないためにも、地域の中で信頼できる人間関係や相談できる環境を整えていくことが重要です。

京都市では、こうした課題に対応するため、犯罪や非行をした方を対象とした民間団体による再犯防止に資する居場所づくりや寄り添い支援等を促進するための補助制度を令和3年度に創設しました。

この度、本補助金の令和8年度の募集を行います。

【補助制度の概要】

- 補助対象事業
 - ・ 居場所づくり事業
生きづらさを抱える者が参加できる居場所づくりを行う事業
 - ・ 寄り添い支援事業
生きづらさを抱える者に寄り添い、個別に相談等を行うことにより、福祉関係機関等につなげるなどの必要な支援を行う事業
 - ・ 先進的な支援事業
生きづらさを抱える者に対して先進的な支援等を行う事業
- 補助対象団体
定款又は規約を有し、責任者が明確で、団体として独立した経理を行っている団体（法人格の有無、営利団体、非営利団体の別は問いません。）とします。
- 補助金の額
1団体あたり、60万円もしくは補助対象経費の4分の3の額のいずれか低い方の額を上限とし、予算の範囲内で市長が定める額
- 補助対象経費
事業の実施に当たり必要となる経費のうち、交付申請年度中に支出されるものとします。
(例) 人件費、講師等謝礼、消耗品費、賃借料、広報物作成費、備品購入費等

● 交付申請期間

令和8年5月7日(木)～同年6月5日(金)

- ・ 郵送の場合：交付申請期間中の消印があるもの
- ・ 持参の場合：交付申請期間の平日の午前8時45分から午後5時30分まで

● 交付申請方法

以下のホームページに掲載する募集要領等で詳細を確認のうえ、必要書類により申請してください。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000353027.html>

<書類提出先・お問合せ先>

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488 北庁舎4階

京都市保健福祉局福祉のまちづくり推進室 再犯防止担当

電話：075-222-3527

メールアドレス：chiikifukushi@city.kyoto.lg.jp